

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度大野川河川愛護啓発活動委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 谷川 征嗣 大分市西大道1丁目1番71号
契約締結日	令和6年4月25日
契約の相手方の氏名及び住所	乙津川水辺の楽校運営協議会 会長 安部 泰史
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,044,560-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業 務 件 名：令和6年度大野川河川愛護啓発活動委託
2. 履 行 場 所：大分県大分市
3. 随意契約の相手方：名称 乙津川水辺の楽校運営協議会
住所 大分市中鶴崎1丁目3番13号
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本委託は、地域と協働した河川環境学習を実施することにより、河川愛護の意識を啓発することを目的とする。

- 2) 当該業務の内容

本委託は、大野川水系の直轄管理区間において、乙津川水辺の楽校を活用し、地元との連携により実施する環境学習行事やイベントについて企画・立案及び運営を行うとともに、河川愛護についての広報活動を実施するものである。

- 3) 契約に付する理由

本委託は、河川法第99条に基づき、河川法施行規則第37条の6で定める河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人へ委託する業務である。

本委託の契約は、要件を満たし、かつ、受託を希望する複数の者に委託区間を分割して委託する方式である。

委託にあたって、委託内容等を公示し募集したところ、申請期間内に1者から申請書が提出され、1者が参加資格要件を有していた。さらに「河川法99条委託に関する審査要領」により、申請書を審査した結果、契約の相手方は、本委託を遂行するために必要な当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があると判断された。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、上記河川協力団体と随意契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

大分河川国道事務所 流域治水課長